

土地使用承諾および誓約書

年 月 日

大阪市長
水道局長
大阪ガス株式会社大阪導管部長 様

土地所有者

住所

氏名 (登録済印鑑)

⑨

電話番号

(印鑑登録証明書をご添付ください)

下記のとおり私有地の土地(道路)(以下「土地」という。)に公共下水道の布設を申請しますので、土地を無償使用されることについて承諾します。また、公共下水道の布設にあたり、次のとおり誓約について、信義に従い誠実に履行します。誓約の違反、不履行によって大阪市(以下「市」という。)に損失等が生じた場合は、土地所有者一同(以下「私共」という。)がそのすべてを負担します。

(誓約事項)

- 1 土地に設置している民々境界明示杭・境界明示鉋等について、公共下水道の布設工事で支障の場合は、撤去されても支障ありません。
- 2 公共下水道の布設工事完成後、民々境界明示杭・境界明示鉋等の復元を必要とする場合は、私共の負担で行います。また、土地の舗装復旧構造は市の基準によることに同意し、舗装を含め土地は、私共で維持管理します。
- 3 公共下水道の布設期間、土地は現状幅員以上を保全、維持します。また、土地の上に建築物をはじめ、工作物等を設置しないことについて順守します。
- 4 市(市からの委託業務の受注者を含む。)が行う公共下水道の維持管理について、支障をきたす行為をせず、全面的に協力します。また、後に隣接する敷地建築物から下水排出が生じる場合、公共下水道に接続するための市の別工事に同意します。
- 5 私共の都合により、土地の公共下水道の移設または撤去を必要とする場合は、市と事前協議を行うとともに、公共下水道を使用する利害関係者の同意を得てから市の承認を受け、必要となる実施のすべてを負担します。
- 6 土地の所有権を第三者等に譲渡する場合は、公共下水道の布設を存続保全するという

(裏面)

地位と土地の無償使用および前4項について、土地所有者の義務として土地の譲受人に継承し、市の権利を承認させます。また、第三者等が同所有権を譲渡する場合も本書が継承されることを確約し、これらの譲渡によって第三者等と市との間に紛争等が生じないよう措置します。

7 本書の複写を保有し、前項に規定する譲受時などに使用します。

記

1 土地の表示

大阪市 区 丁目 番

2 目的

(1) 公共下水道の布設

(2) (1)に伴い移設が必要となる大阪市水道局所管の水道管、大阪ガス株式会社所管のガス導管の布設

3 範囲

現状道路幅員の範囲